

第8回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（爬虫類・両生類）議事概要（案）

1. 日時 平成28年1月22日（金）10時～11時50分
2. 場所 一般財団法人 自然環境研究センター 7階 会議室
3. 出席者（敬称略）（委員）長谷川 雅美（座長）、石橋 徹、戸田 光彦、安川 雄一郎
（環境省）自然環境局野生生物課外来生物対策室長 曾宮、
外来生物対策室長補佐 立田、外来生物対策係長 森川
（農林水産省）大臣官房政策課環境政策室長補佐 畠沢

4. 議事概要

【特定外来生物指定の考え方について】

（事務局から資料1にもとづき説明）

○（長谷川座長）緊急性が高いもの、現時点で利用が少なく、被害の未然防止効果が高くかつ迅速な指定が可能なものから選定する、という視点かと思う。ここでは一般論としてこれでよいか確認いただき、指定の実効性など詳細については個々の種のところで議論したい。

（とくに意見等は無し）

【外来生物に関する情報】

（事務局から資料2、資料3を説明）

【ハナガメについて】

- （安川委員）ハナガメは中国からの輸入が増えている。最近では中国本土でも養殖されているようで、かなり安価になっている。沖縄のホームセンターでも普通に売られている。よく知らない一般の方が購入した場合、大きくなって飼えなくなり逃がしたりする可能性もある。日本でも寒冷地以外では越冬可能で、何より問題なのは恐らくニホンイシガメに最も近縁なカメであり、非常に多数の種との雑種形成が確認されていること。
- （戸田委員）ハナガメはそれなりに流通、飼育されているカメで、今回検討する6種の中で最も家庭に入っている。日本の在来種との交雑の恐れがあり、指定はやむを得ない。一方で、既に飼われている相当数の個体の対応の議論が大事。
- （石橋委員）指定後の事後対応が非常に重要な問題。登録手続きの煩雑さに関しては、

飼育者への懇切丁寧な対応が必要である。まず指摘すべき点として、事後対応の中で自治体の処理能力の問題について議論するなり何か方法を考えるなりしないと、自治体のほうでも対応し切れないことが予想される。もう1つは、実際に飼育している人々への周知や適切なアドバイスの筋道をつける。そうでないと、遺棄につながる恐れが大きい。

- (石橋委員) 飼育者への周知の仕方について。ハナガメと認識せずに飼育している人が多いと思われる中で、6ヶ月間周知しても、かなり漏れが出てくると思う。相当早い段階からホームセンター、子ども新聞、小学校、銀行の掲示板、といったレベルで親切な周知が必要。
- (環境省 森川) 先生方と調整させていただきながらこれまでの特定外来生物の指定以上に周知徹底したいと考えている。
- (石橋委員) インフラ整備の議論は1次指定の時にもあったが、飼えなくなった個体を殺処分せよというのは、実際には無理だろう。飼い続けられなくなったが死んでほしくはない、となった時の終生飼養のインフラを何か考えなければいけない。
- (石橋委員) 罰則に関して動物愛護管理法と外来生物法の区別が困難。一般の方が対応することを考えて分かりやすく案内すべき。
- (石橋委員) マイクロチップの登録によるデータベース管理を考えているならば、獣医師会等とも認識を合わせておく必要がある。
- (石橋委員) 愛好家の人たちとも、雑誌等を介してでもよいので十分に情報交換をして、しっかり飼育してくれればそんなに規制が進むものではない、野外で見つかるような事例が無いようにするのがお互いに Win-Win であるという共通認識を持って意見交換をしていくほうがよいのではないか。
- (長谷川座長) 指定後の対応に関する指摘、このカメを愛している人たちとの Win-Win の関係を作る、そのために必要な事前配慮について最大限の想像力を働かせよう、というご意見として受け止めた。今回の議論は迅速な指定が可能な種類から出発しているが、事後対応に不備があれば逆効果となり今後の指定が難しくなる恐れがある。やるべきことについて十分に議論し、対応できるようにするという心構えが大事。
- (石橋委員) 種類識別は警察には難しい。警察からの問合せは多く、民間人がボラン

ティアで警察に相当協力している面がある。将来的には、識別から現場立ち入りまでできる動物警察のようなものを立ち上げた方がよいのではと思うほどである。

- (環境省 立田) ホームページに関してはハナガメの説明ページの設置は検討したい。
(石橋委員) ハナガメのバナーがあれば良い。環境省のホームページまでたどり着かない人でも、自治体ページに大きくバナー表示されればアクセスが容易になる。
- (長谷川座長) 登録率 100%を目標に、それが達成できるよう周知を検討する。飼育者の立場を考えて、引き続き大事に飼ってもらうことをどう達成するかがこのカメの課題では大事。
- (安川委員) 交雑種ができやすい種のためハナガメと他のイシガメ科との交雑種がかなり飼われている。交雑種は特定外来生物としてどのような扱いになるか、具体的な対応をどうするか。交雑種になると、特に同属(イシガメ属)の一部の種等と交雑した場合、一見ハナガメとは分からない個体が出る。
(環境省 森川) 平成 25 年の外来生物法改正により、交雑種の特定外来生物指定も可能。交雑種で問題があり、既に飼育者が多く今後も増える状況があれば、検討する必要があると考える。交雑種は、指定を別途することは可能、別途しなければ規制されない、という状況になる。
- (安川委員) ハナガメという種で指定されれば、交雑種の飼育は可能ということか。
(環境省 森川) 法律上は、それが交雑種であると明確に分かれれば可能である。
- (安川委員) ハナガメの交雑種は組み合わせが無限なので、「ハナガメおよびハナガメの交雑種」といった指定にしないと防げない。クサガメとの交雑種をまたハナガメと掛けたらほぼハナガメにしか見えない。それが大量に輸入され野外に棄てられれば、クサガメはもちろんニホンイシガメやヤエヤマイシガメとも交雑種ができて非常に厄介。
- (長谷川座長) 今回の指定のみだと抜け道ができてしまうとのこと指摘だが、今からハナガメと交雑種という形での指定に修正することは可能か。
(環境省 立田) ハナガメを指定することとした上で、ご指摘の部分は検討、整理の上再度意見を伺う。
- (戸田委員) 属を超える交雑種はできても、科を超えた交雑種はできないなら、他の分類群で指定された交雑種の書き方に倣って「ハナガメ×他のイシガメ科との交雑種」

といった記述で指定できる可能性はあるのではないか。

(環境省 立田) 今までの書き方からみて記述できる可能性はある。

- (石橋委員) 動物愛護管理法関係でも次の見直しではハイブリッドが議論の中心になる。爬虫類(ニシキヘビ類)でも F4 段階でも特定(危険)動物のポテンシャルを持つハイブリッドが作られており、法の抜け道を狙っているのは明らか。先手を打つべきという意味で、重要な話だと感じた。
- (戸田委員) 市場や流通の点から言えば、スウィンホーやアジアジムグリは流通しているがほぼ全てが野外採集の個体。ハナガメは生産されたもの。数百円で売られていて子どもにせがまれて買ったが、数十年も生きる個体を飼いきれない。マーケット自体に問題があるというメッセージを入れて、カメをはじめ生き物を扱うことそのものに踏み込んだ対策につなげることが大事。
- (長谷川座長) ハイブリッドの問題については、マーケットの動きへの対策を検討しないと、入り口で止めるという今回の議論が抜け道になる。今回の種が比較的指定は容易とはいえ、準備している人への対応は検討が必要。
- (安川委員) 交雑種についてもどちらか一方でも特定外来生物であれば自動的に指定される形にするのがよい。ただそれをいかに判定するかが難しい。遺伝子や核 DNA で判別可能だと思うが、実際には困難。交雑種を持ち込まれても何の交雑種か分からない。
- (安川委員) 中国などがアカミミガメの代替種としてハナガメを考えていて、WTO に提訴されて SPS 通報で負けた場合に野放しで入って来ること。ニホンイシガメが絶滅しかねない。また、世界的に見てクサガメの健全な野生個体群は日本にしか残っておらず、純粋なクサガメの絶滅が起こりかねない。
- (長谷川座長) 指定後の飼育者への対応と、交雑個体を意図的に作ることへの対応は、ハナガメ以外の爬虫類・両生類に関しても共通の問題である。
- (長谷川座長) 交雑種の判定については、タスクフォース的に、DNA 鑑定をできるだけ安価にきちんと実施できる体制を作ることが大事。
(石橋委員) 全国レベルでサンプルを収集、輸送してもらうのは難しい。カエルツボカビ病の時にスワブ採取のマニュアルを獣医に周知した経緯があるぐらいで、一般の方のサンプル取扱は爬虫類ショップのレベルでも無理だろう。簡易で、かつ一極

集中ではない方法を検討すべき。これは割と急務の話である。
(環境省 立田) 今、外来生物法では交雑種でも外見上区別がつくことが指定の要件。
種の迅速な判定は、外来生物法全体あるいは研究レベルでの課題。

- (安川委員) 飼育下で、クサガメ寄りで分かりにくくするための F2、F3 を作るとすると、性成熟には短くて 4~5 年ぐらいではないか。
(石橋委員) 交雑種個体が流通するのに 4~5 年の猶予があると仮定し、そこに対抗して、日本の研究機関等でハナガメの雄、雌それぞれにあえて実験的に様々なパターンで交雑種を作る試験研究をして、外見の方向性が見えてきて、カラー写真の判定マニュアルを作成してもらえればよい。
- (長谷川座長) 交雑の問題は、議論としては交雑種も指定対象に含める方向とし、いかに判別するかという課題を検討していくということによいか。
(環境省 森川) 交雑の範囲などの情報を先生方からいただいて整理したい。また法律的な手続きとしてどのようなことが可能か、事務局で整理する。

【スインホーキノボリトカゲについて】

- (安川委員) スインホーキノボリトカゲは、たまに台湾産のキノボリトカゲとして流通している程度で、現時点の流通量は少ない。磐田の個体群についてはしばらく前から話を聞いており、すぐに消えるかと思いきや存続しており、繁殖してある程度の個体群が形成されていると思われるので、早めの対策の必要性は理解できる。
- (長谷川座長) スインホーキノボリトカゲは今回の対象種の中で唯一定着しているが、幸いまだ局所的である。こういう条件がそろった外来種はあまりないので、ぜひとも事後対策の一環として、早期根絶の実績を上げる動きにつなげてほしい。

【ジョンストンコヤスガエル、オンシツガエル、アジアジムグリガエル、ヘリグロヒキガエルについて】

- (長谷川座長) 本日の検討対象のうち、両生類はまだ日本での定着事例が無いため未然防止としての指定になることから、議論の余地はあまり無いだろう。
- (安川委員) 非意図的な導入が多いヘリグロヒキガエルやアジアジムグリガエルは、輸入時のパッキング方法等による対策としては、観葉植物が死なない程度の温水処理あるいはクエン酸水溶液処理による幼体や卵の防除の有効。処理済みのものだけ輸入できるようにするなど、輸入時の偶発的な侵入と定着防止策を検討すべき。

- （石橋委員）観葉植物への混入事例があるとのことだが、水耕栽培可能なものがほとんどだと思うので、例えば根と本体を洗ってビニール梱包して送るなど、土壌を伴わない輸送方法を研究開発し、輸入業者に提案、普及啓発してはどうか。
- （戸田委員）種類ごとの分布地域や、何に紛れて入って来るかという整理をした上で混入のアラートマップを作り、そこをピンポイントで注意する方法がよいのではないか。

【特定外来生物等（爬虫類・両生類）の選定について】

- （長谷川座長）本日指摘のあった問題に対応していくことを確認した上で、本グループ会合では、これら6種を特定外来生物に指定すべきという結論としたいが、よいか。（一同了承）
- （長谷川座長）本日の議論をまとめると、一つ目に、指定後の事後対応。二つ目に、交雑の問題。三つ目に、非意図的な混入への対策。事務局には、そういった視点から議事録にまとめて共有していただきたい。
- （環境省 曾宮）ハナガメの交雑種の取り扱いについて検討するため、現段階で分かっている交雑種の状況について後で詳しくお聞きしながら、具体的に考えていきたい。
- （環境省 曾宮）自治体の処理能力、煩雑な手続き、周知の仕方等は、対象者の違いなど様々なパターンがあるが、ご相談しながら、前向きに対応していきたい。
- （環境省 立田）ハナガメに関しては、場合によってはハナガメのみの指定も含めて検討しながら、最大で「ハナガメとイシガメ科の交雑」という指定範囲が可能なのか、あるいはもう少し絞るのか、検討した上で座長にご相談したい。

【指定に向けた今後の手続きについて】

（今後のスケジュールについて事務局より説明。）

【その他】

- （戸田委員）代替種として今度はクサガメが利用される可能性。クサガメがそもそも外来種なのかという整理も必要で、実はクサガメが侵略的である可能性も高いが、実態解明が追いついていない。ハナガメ、アカミミガメの指定で完結ではなく、クサガメの実態把握と適切な対応が非常に大事である。また、原産地の大陸で絶滅危惧種になっていることも無視できない。広く外来種問題への対応として認識すべき。

- （長谷川座長）ここでの議論をベースに研究計画を立てて、課題に答えられるだけの成果を上げる先行的な研究を行い、現実世界に対応できるよう実際に動いていくことが大事である。

以上